## 【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類(年金関係手続以外) (R5.6.19時点)

	事務番号	主務省令	管理			特定個人		左記情報を確認するために従来必要だっ	情報照会者	情報提供者	15 11 50 50	試行運用対
項番	(別表第二)	の条項	番号	事務手続名	手続の概要	情報番号	特定個人情報名	た添付書類	機関種別	機関種別	担当課室名	象
1	34	22の32/\	22-587	支払未済及び未支給の給付の請求の確認	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から 受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	F ©
2	34	22の36ロ	22-588	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費 を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項		日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	¶
3	34	22の38ロ	22-589	喪失後の埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った 者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定す るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	<b>1</b>
4	34	22の310ロ	22-590	喪失後の傷病手当金の支給決定	傷病により休業したまま資格喪失をした加入者 に対し傷病手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	Ē (
5	34	22の311	22-591	喪失後の出産手当金の支給決定	出産のために休業したまま資格喪失をした加入 者に対し出産手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	
6	34	22の314	22-592	災害見舞金の支給決定	加入者または被扶養者が非常災害により被災し た際に私学共済から見舞金を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	<b>1</b>
7	34	22の315	22-593	任意継続加入者の短期給付の支給	任意継続加入者が短給付の支給を受けるための 手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項		日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	
8	34	22の316□	22-594	任意継続加入者の任意継続掛金の還付	任意継続加入者にかかる前納された任意継続掛 金の還付の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項		日本私立学校振興・共済事業 団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	
9	34	22თ319	22-606	一部負担金の割合の逓減の申請	加入者及び被扶養者が、一部負担金の軽減を受 ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の 規定により算定した税額若しくはその算定の基礎とな る事項に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は 法令には記載されていないため、左記情報については 申請者が提出すべき書類ではないが、情報照会するこ とで適正な事務を行うことができる。		市町村長	文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室	
10	79	421	57-146	特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認(身体)	特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及 び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健 福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族につ いての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう 知的障害者に関する情報		厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定 都市の長又は中核市 の長	厚生労働省職業安定 局障害者雇用対策課	
11	79	422	57-147	特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認 (精神)	特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及 び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健 福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族につ いての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう 知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣(職業安定局)	都道府県知事、指定 都市の長又は中核市 の長	厚生労働省職業安定 局障害者雇用対策課	Ē O
12	106	531∃	81-35	奨学金(貸与及び支給)の申請に係る審査(奨 学金の貸与者及び支給者の口座情報の確認)	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申 請者が振込先預貯金口座を機構に示すための手 続	89		なし (本人名義の口座のみ登録可能となっており、振 込時に振込不能となった場合には別途照会を実施して いる)	独立行政法人日本学生支援機 構	内閣総理大臣	文部科学省高等教育 局学生支援課	0
13	108	551ル	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定 障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、 特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医 療費、高額障害福祉サービス等給付費の支給	高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地 市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項		都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健 福祉部障害福祉課/ こども家庭庁支援局 障害児支援課	
14	108	559 <b>ト</b>	84-194	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満た すものが高額障害福祉サービス等給付費の支給 を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から 第三号までに規定する事項		都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健 福祉部障害福祉課	0